

平成 23 年度第 6 回 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会 会議録

日時：平成 24 年 1 月 18 日（水）午後 1 時 30 分

場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

●出席委員（13 名）

坂本部会長、岸原副部会長、山本委員、中村委員、澁田委員、小ヶ口委員、金谷委員、分枝委員、斎藤委員、古舘委員、高山委員、嶋守委員、平委員

●欠席委員（3 名）

豊田委員、浮木委員、千葉委員

●事務局

松浦市民健康部長、工藤福祉部長兼福祉事務所長

鬼柳市民健康部次長兼国保年金課長、大石福祉部次長兼障がい福祉課長

【高齢福祉課】梅内高齢福祉課長、長谷川地域包括支援センター所長、嶋森副参事、木村主事

【健康増進課】木村健康増進課長、石藤副参事

【介護保険課】日山介護保険課長、田茂副参事、榊原主幹、松村主査、久保主査、大里主査、吉田主事

事務局（榊原主幹）：定刻となりましたので、ただいまから平成 23 年度第 6 回介護・高齢福祉部会を開会いたします。本日の欠席委員は、豊田委員、浮木委員、千葉委員の 3 名となっております。それでは、議長は部会長に務めていただきます。坂本部会長お願いいたします。

議長（坂本部会長）：それでは、会議に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様には大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。さて、本日は第 6 回目の部会でございます、3 つの議事について御審議いただきたいと思っております。1 つ目は、第 5 期計画のサービス基盤整備等についてであります、内容が 3 つの項目に分かれております。①は介護報酬の改定率決定に伴う総費用見込の変更についてございまして、新聞等でご存じのとおり、改定率がプラス 1.2% に決定されて、これを受けて八戸では前回説明を受けたときはプラス 2% ぐらいになるのではないかとということでの見込でございましたので、それをプラス 1.2% に計算し直したことについて、まず説明を受けたいと思っております。②のサービス基盤整備については、前回の部会で認知症対応のところの意見が皆様から出されましたので、それを事務局で検討した案について御審議いただきたいと思っております。③の保険料の所得段階及び料率の変更については、基準月額を 4800 円ということに決定をいたしておりますが、4800 円を基準といたしました所得段階及び料率の変更があるようですので、その案をみまして御審議いただきたいと思ひます。それから、議事の 2 つ目ではありますが、第 5 期高齢者福祉計画の案について皆様に冊子の形でお配りしておりますので、その説明も御審議いただきたいと思ひますが、これについては今後パブリックコメントを実施する予定です。これについても御報告いただきたいと思っております。議事の 3 つ目は、介護予防支援業務委託事業者の承認についてとなっております。以上のように進めてまいりますので、委員の皆様におかれましては、どうぞ活発な御意見を出していただいて、満場一致で決定をみて、第 5 期計画も市民にとって大変良い計画だというふうに御理解いただけるようにということを進めてまいりたいと思っておりますので、御審議に御協力をよ

ろしくお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶にさせていただきます。それでは、次第に従って議事を進めてまいります。(1)の第5期計画のサービス基盤整備等についてですが、①から③の3つに分かれておりますが、最初に関連がありますので①と②について事務局から説明をお願いします。吉田主事。

事務局（吉田主事）：介護保険課の吉田と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。私からは、①及び②について御説明させていただきます。初めに、表紙が「(1)第5期計画のサービス基盤整備等について」となっております資料の1ページをお開きください。平成24年度介護報酬改定の改定率決定に伴う総費用見込の変更については下の表番号①から⑫、第5期計画のサービス基盤整備については下の表番号⑬から⑮の部分となっております。前回の部会において提示した部分とその後変更を加えました部分を比較して提示してまいります。まず、③の保険給付費について、平成23年12月21日付けの厚生労働省の報道発表によりますと②の介護報酬改定率が1.2%で示されたことから、①の自然増分保険給付費に1.2%の介護報酬改定率を掛けた保険給付費を提示しており、変更前と比較して4億606万6千円の減となります。次に、④の地域支援事業費について、変更前は検討中のため第4期高齢者福祉計画の数値を使用しておりましたが、検討の結果6億5550万円となります。これにより1億2450万円の減となっております。変更後の保険給付費③と地域支援事業費④を足しますと、⑤の総費用528億円となります。これに第1号被保険者の保険料必要額として負担割合21%を掛けますと110億8800万円となり、変更前に比ばまして1億1141万9千円の減となります。この第1号保険料必要額を第1号被保険者数176853人で割りまして、さらに12か月で割りまして、保険料推定収納率98%で割りますと基金繰入前保険料基準月額が5331円となります。これは変更前の5385円に比べて54円減となります。この保険料5331円を⑩の基金繰入後保険料基準月額4800円とするため、⑨の市の財政調整基金から11億517万1200円を取り崩します。なお、⑩の県に設置している財政安定化基金の取崩額については現在未定となっております。⑨の11億517万1200円を23年度末の財政調整基金残高見込12億5065万1365円から差し引いた市の財政調整基金残高は⑫の1億4548万165円となり、変更前に比ばますと1億1141万8860円増となります。次に、第5期計画のサービス基盤整備について御説明いたします。⑬のサービス基盤整備について、前回の部会ではアの小規模多機能型居宅介護3か所新設とイの地域密着型介護老人福祉施設1か所新設について決定いたしました。ウ及びエについては、委員の皆様からいただいた意見を踏まえまして検討し、認知症対応型共同生活介護を9床整備し、認知症対応型通所介護を1か所12床新設としております。整備の考え方としては、認知症対応型共同生活介護が新設、増床いずれも公募選定の際に応募を可能とし、認知症対応型通所介護が1か所12床新設とし、アからエ全て公募選定とし、公募要綱については平成24年度以降に本部会において審議のうえ決定することといたします。これらの基盤整備を行うことによりまして、定員総数は125人となり変更前に比べて2名増となりますが、基盤整備による第1号保険料上昇額は変更前と同様16円となり、市の財政調整基金の取崩額は3286万5427円となります。この取崩額を先ほど御説明した⑫の市の財政調整基金残高1億4548万165円から差し引きますと、⑮の市の財政調整基金残高が1億1261万4738円となり、変更前と比ばますと1億1109万4525円の増となります。以上で私からの説明を終わります。

議長（坂本部長）：ただいま、事務局から説明がありました。最初に①についてですが、介護報

酬改定率が 1.2%に決定されたことを受けて見込額の置き換えを行ったことについての説明でありますが、御質問はありませんか。中村委員。

中村委員：報酬改定率が 2%から 1.2%になって給付費の総額が下がることは計算して分かるんですが、④の地域支援事業費が 4期から 5期にかけて減るとするのはどういった中身になっているんですか。

議長（坂本部会長）：長谷川所長。

事務局（長谷川地域包括支援センター所長）：4期計画は少し多く見積もっていたことから少し減らしたものであります。

中村委員：見積が多かったということは、実績は 7億 8千万円より減るという。

事務局（長谷川地域包括支援センター所長）：4期の合計額を 5億 8861 万円というふうに見込んでいます。それで、前回 7億 8千万円を出していたんですがいろいろ精査しまして、二次予防事業の把握事業とかも下がっておりますので、それで下げたところがございます。

中村委員：7億 8千万円見込んでいて 4期の実績とすれば 5億 8千万円ということですね。そうすると、4期の実績よりも 5期の 6億 5千万は多いということですね。

事務局（長谷川地域包括支援センター所長）：4期の見込よりも多くは立てているということです。

中村委員：分かりました。

議長（坂本部会長）：ほかにありませんか。ないようですので、これは御了承いただいたものとして取り扱います。次に、②についてですが、前回の部会で出された認知症対応のところについての意見を検討した案が示されました。このことについては全部公募でやるというふうなことでありますが、御意見はありませんか。中村委員。

中村委員：認知デイサービス 10床増床というのと 12床の新設。2床の違いは分かるんですが、新設と増床というのは整備手法の違いは分かるんですが、12床の増床とせずに新設としたという意味はあるんですか。増床のほうがいいというわけではないんですが。

議長（坂本部会長）：吉田主事。

事務局（吉田主事）：サービスの幅を広げるために増床ではなくて新設ということで提案させていただいております。10床については、現在ある認知症のデイサービスが 10床の施設が 5つありまして、定員が 12床ですので、もし増床で考えますと 2床掛ける 5施設ということで 10床ということになっておりました。それで、定員目一杯で考えますと 12床ということで、先ほど申し上げましたサービスの幅を広げるということで新設、これについて公募選定ということで提案させていただいております。

中村委員：サービスの幅を広げるということは別な場所に、そういうふうなことで幅を広げるということよろしいですか。

事務局（吉田主事）：これについては場所も含めてですが、障がい者対応等、前回いろいろ御意見をいただきまして、そういった委員の皆様からの意見を受けてサービスの幅を広げるということで新設として提案させていただいているものです。

中村委員：分かりました。

議長（坂本部会長）：ほかに御意見ありませんか。ほかにないようですので、認知症対応についての整備方針について御了承いただいたものとして取り扱ってよろしいでしょうか。

委員：〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（坂本部長）：御異議ありませんので、事務局案のとおり決定いたします。次に、③について事務局から説明をお願いします。田茂副参事。

事務局（田茂副参事）：介護保険課の田茂と申します。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。私からは、③の第1号保険料の所得段階及び料率の変更について、右上に「別紙」と書いてありますA4版の3枚ものの資料に基づきまして御説明申し上げたいと思います。別紙のほうを御覧ください。1枚目の「第5期計画策定に向けた国の動き（保険料関係）」について御説明いたします。第5期計画策定に当たり、様々な制度変更がなされる予定ですが、その中でも保険料に関連する変更が3点示されております。まず1点目ですが、第3段階の細分化についてです。昨年12月2日に介護保険法施行令が改正されまして、現行の第3段階を細分化することが可能となりました。細分化する場合の該当要件は、市町村民税世帯非課税者で公的年金収入金額及び合計所得金額が120万円以下の者とされまして、現行の第3段階よりも低い料率を設定できるようになったことにより、負担能力に応じたさらにきめ細かい保険料設定が図られるようになります。次に、2点目が基準所得金額の変更についてです。国では第5段階と第6段階を区分する基準所得金額を現行の200万円から190万円に変更することとしており、本年3月に介護保険法施行規則が改正される予定です。この基準所得金額の変更は、全国平均で約千円の大幅な上昇が見込まれております第5期保険料の抑制のため、また、先ほどお話しました第3段階の細分化等による保険料の減額分を補てんするために、高所得者の方に現行以上の負担をお願いするものです。八戸市は、国の標準段階の6段階以上の7段階の所得段階を設定しておりますので、各段階を区分する所得金額は市町村で定める額とされております。次に、3点目の介護報酬の改定率決定についてですが、先ほど吉田主事からの総費用見込額の変更の中でも御説明しましたように、これまでは改定率をプラス2%で推計していた総費用額でしたが、国から改定率がプラス1.2%と示されたことにより、第5期3か年で約1億1千万円が介護保険料の軽減に活用できる可能性が出てまいりました。下の表は、第3段階の細分化と区分所得金額の変更を実施した場合の所得段階・保険料率と現行の所得段階・保険料率を比較したものです。新・第3段階の保険料率を0.65、第6段階と第7段階を区分する所得金額を380万円と仮定して、平成24年度推計人口に平成23年9月末の賦課構成比を掛けてみたところ、新・第3段階となる方が4,495人、また、現行より第5段階が634人少なくなり、第6段階が519人、第7段階が115人増えるという結果となりました。別紙の2枚目をお開きください。この図は、先ほど御説明いたしました1枚目の表を模式的に示したイメージ図になります。(A)の部分が、新・第3段階を設けた場合に保険料が減収となる部分で、第5期3か年で約7610万円の減収となります。また、(B)の部分が第5段階と第6段階の区分所得を190万円に、第6段階と第7段階の区分所得を380万円とした場合に保険料が増収となる部分で、第5期3か年で約4980万円の増収となります。別紙の3枚目をお開きください。これまで御説明しました3点の変更を受けまして、事務局の考え方といたしましては、図の左側中段に記載しております参考の表のところを御覧いただくと分かりますように、第3段階よりもさらに低所得である第2段階の方の料率が、八戸市は国の標準料率よりも0.05高くなっております。また、高所得の第6段階、第7段階の方には、既に国の標準料率以上の負担をお願いしており、これ以上の負担をお願いするのは理解が得られ難いと思われます。そして、第3段階の細分化及び区分所得金額の変更の実施は、あくまでも保険者の判断にゆだねられているという3つの理由

から、第3段階の細分化及び区分所得金額の変更は行わず、第2段階の料率見直しによる一層の低所得者対策を実施すべきと考えました。そこで、現在0.55に設定されている第2段階の料率を国の標準料率である0.5に変更した場合の試算をしてみたものが御覧いただいている図になります。(C)の部分が、料率を変更した場合に保険料が減収となる部分で第5期3か年で約9170万円の減収となる見込ですが、介護報酬改定率確定による総費用見込の変更差額約1億1千万円の活用で料率変更が可能となりますので、事務局としては第2段階の料率を0.55から0.5に変更する案を御提示したいと思います。御審議よろしく申し上げます。次に、資料「(1)第5期計画の基盤整備等について」の1ページを御覧ください。これまで⑯の部分をお説明いたしましたので、次に⑰と⑱について御説明いたします。早速で申し訳ございませんが、⑰及び⑱の数字が精査前の数字となっておりますので、お手数をおかけいたしますが訂正をお願いしたいと思います。⑰が9172万5177円、⑱が2088万9561円となります。改めて御説明しますと、⑰は⑮の市の財政調整基金残高から第2段階の料率変更に必要なとなります金額を取り崩すもので、取り崩しました最終残高が⑱の2088万9561円となります。以上で私からの説明を終わります。

議長（坂本部長）：ただいま、事務局から説明がありました。保険料の基準月額について4800円とする方針を定めておりますが、4800円を基準とした所得段階及び料率の変更について、第2段階の料率が現在0.55になっておりますが0.5に下げ案が示されました。御意見はありますか。中村委員。

中村委員：質問ですが、低所得層の負担を軽くするという事はよく聞くことだと思うんですが、第2段階のほうが国の標準料率よりは高くそれに合わせるということも分かるんですが、第1段階のほうではなくて第2段階のほうにしたというのはどういったことなんでしょうか。

議長（坂本部長）：田茂副参事。

事務局（田茂副参事）：第1段階の方は生活保護を受給なさっている方とか、低額ですが高齢福祉年金を受給なさっている方になります。生保の方であれば御自身の負担がなく保護費のほうから介護保険料が出ている方ですし、高齢福祉年金の金額は低いんですが年金をもらっている方ということになるんですが、第2段階の方というのは、全く年金収入がなくさらに所得もないという、実際は第1段階の方よりも所得が低いというような方になりますので、第2段階の方の料率を下げるほうを優先いたしました。

議長（坂本部長）：中村委員よろしいでしょうか。

中村委員：はい。

議長（坂本部長）：ほかに御質問、御意見はございませんか。ないようですので、それでは、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員：〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（坂本部長）：御異議ありませんので、事務局案のとおり決定します。次に、議事の(2)の第5期八戸市高齢者福祉計画案について、事務局から説明をお願いします。吉田主事。

事務局（吉田主事）：介護保険課の吉田です。座って御説明させていただきます。議事の(2)第5期八戸市高齢者福祉計画案について、1ページをお開きください。1ページには、計画案の構成、目次を掲載しております、私からは主に介護保険課の関係分について御説明させていただきますと思います。説明箇所についてはⅠの総論、Ⅱの高齢化等の現状、Ⅲのサービス提供の現

状と評価の4及び5、Ⅳの目標年度までの各年度における高齢者等の状況、Ⅴの高齢者福祉の基本的な政策目標と重点課題、Ⅵの目標達成のための具体的施策の5、6及び7、そして資料編について御説明させていただきます。それでは、別冊の計画書案を御覧ください。まず、Ⅰの総論について、1ページから8ページまでとなっております。1ページの「2計画の性格・位置づけ」としまして、平成27年の高齢社会の姿を念頭に置き、平成26年度までの目標に向けた最終段階としての性格を持つとともに、平成27年以降における地域包括ケアの構築を見据えた認知症支援策の充実等の取組を充実強化させていくスタートの位置づけとしての性格を持っております。飛びまして4ページにまいります。ここでは日常生活圏域の設定について、第3回介護・高齢福祉部会におきまして第4期計画に引き続き12圏域に決定してございます。8ページにまいります。(3)の「③パブリックコメント」について、広く意見を募集し計画に反映させるため本日の介護・高齢福祉部会終了後にこのパブリックコメントを実施し、意見を踏まえまして次回の部会において八戸市高齢者福祉計画を決定したいと考えてございます。なお、募集期間について「23年1月から2月」と掲載しておりますが、「24年1月から2月」に訂正をお願いいたします。(4)の介護保険に関するアンケート調査につきましては、調査結果を資料編の140ページから216ページまでに収録してございます。次に、Ⅱの高齢化等の現状について、こちらは9ページから21ページまでとなっております。まず、9ページの「1人口構造」につきましては、総人口が減少傾向の中で高齢化率の上昇の傾向と平成27年頃の高齢者人口の急激な増加が予想され、飛びまして11ページになりますが、「2高齢者のいる世帯の状況」についても一般世帯総数に占めます割合の増加傾向が続いております。なお、この11ページにつきましても上の表になりますが、平成17年の一般世帯に占める高齢者のいる世帯数の割合について16.1%となっておりますが35.9%に訂正をお願いいたします。次のページにまいります。12ページの「3介護保険被保険者の状況」につきましては、第1号被保険者数の増加、特に75歳以上人口が増加しており、次ページの「(2)所得段階別第1号被保険者数の推移」については、これも飛びますが、15ページ及び16ページにおいて、第3期及び第4期におきまして低所得者に配慮した保険料設定としており、低所得者の対象者数も増加傾向にあります。次のページ、17ページの4の「(1)要介護（要支援）認定者数の推移」について、認定者数及び認定率は上昇傾向にありまして、要介護度別の認定者数は軽度者が減少傾向になっておりますが、中・重度者が増加傾向にあります。ページが飛びまして20ページになります。20ページの「第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数の推移」につきましては、特に後期高齢者の認定率が高く、4人に1人以上が要介護、要支援認定者となっております。次に、Ⅲのサービス提供の現状と評価について、この中の「4介護保険サービス」の部分につきまして、45ページをお開きください。この「4介護保険サービス」については、45ページから68ページまでとなっておりますが、まず、45ページの介護保険サービスの利用者合計については、65歳以上人口に占める割合が微増の状態推移し、次のページにまいりまして「(1)在宅サービス」の利用者1人当たりの費用につきましては、要介護度が重くなるに従いまして支給限度額に対する利用率が高くなる傾向にあります。次のページの47ページから68ページにかけましては、第4回の介護・高齢福祉部会で提示いたしました各サービスごとの第4期計画期間における実績及び実績見込を掲載しており、飛びますが67ページを御覧ください。67ページの保険給付費については、年々上昇しておりますが計画より下回る見込で、地域支援事業についても介護予防事業へ

の参加が進まなかったこと等により計画より下回る見込となっております。次に、69 ページから 70 ページまでの「5 介護給付適正化対策」となっている部分について、69 ページの下から 2 つ目の丸として、「福祉用具貸与費価格確認」と「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所に係るケアプランチェック」については、従来の事業に加えまして 23 年度から開始した事業となっております。次のページの 70 ページにまいります。こちらに掲載しております年度ごとの給付適正化による返還金額につきましては、事業者側に適正化事業が浸透してきたことから減少傾向にあると考えられます。次に、飛びまして 74 ページから 77 ページまでにまいります。ここではⅣの目標年度までの各年度における高齢者等の状況についてとなっておりますが、こちら第 4 回の部会で提示いたしましたので、説明については割愛させていただきます。次に、78 ページから 79 ページにかけて、Ⅴの高齢者福祉の基本的な政策目標と重点課題となっておりますが、こちらは第 4 期計画に引き続いて高齢者の介護予防の推進と健全な保険財政の確立、制度の持続可能性の確保のために、自立支援の強化など各種施策を展開してまいります。ページが飛びますが、Ⅵの目標達成のための具体的施策の 5 番目、100 ページにまいります。介護保険サービス等について、105 ページまでが本日の議事(1)のサービス基盤整備の内容となっております。106 ページにまいります。106 ページから 117 ページまで、こちらでは「各介護（予防）サービス量等の見込み」について、示しております給付費についてですが、介護報酬 1.2%改定前の自然増分の給付費となっておりますので、118 ページから 120 ページにかけて記載しております給付費に訂正させていただきたいと思っております。次に、121 ページから 123 ページにかけて、6 の「(5)介護保険料基準額の算定」についてですが、本日の部会の議事(1)の保険料率の変更に係る内容となっております。なお、124 ページの 6 の「(6)所得段階別保険料率と低所得者対策」につきましては、本日の部会の議事(1)の保険料率の変更に係る議事の内容をそのまま反映させた形になっております。次のページから 127 ページにかけては、「7 介護給付適正化事業」についてですが、こちらは要介護認定の適正化等主要 5 事業の拡充を図っていくことといたします。私からの説明の最後になりますが、資料編について 133 ページからになりますが、242 ページまでにかけて第 4 期計画と同様、条例、規則、委員名簿、アンケート、各圏域ごとの認定者数等のデータを掲載しております。以上で説明を終わります。

事務局（嶋森副参事）：高齢福祉課の嶋森と申します。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。11 ページをお開きいただきたいと思います。吉田主事が言った部分もごさいますが、平成 17 年の数字にコピー間違いをしていたところがありましたので、平成 17 年の一般世帯に占める割合を 35.9%に訂正していただきましたが、その下の青森県の部分が 42.9%です。そして、全国の部分が 34.7%になります。訂正させていただきます。次に、23 ページから 44 ページにかかる部分ですが、こちらの地域支援事業は前々回に説明させていただきましたので、変更なしということで省略させていただきます。飛びまして 71 ページをお開きください。71 ページの「6 民間サービス等の状況」についてですが、社会福祉協議会の活動状況は特に変更ございませんが、表の一番下の部分、福祉バスのほうが管理運営でございましたが、受付事務へと変更になっております。この内容は、平成 22 年度より運行業務が民間バス会社に委託されたことによるものでございます。72 ページをお開きください。シルバーサービスの状況についてでございますが、八戸市シルバー人材センターの代表的な仕事というものを掲載しており

ます。次に、73 ページの「7 N P O、ボランティアの活動状況」についてでございますが、第4期計画のほうにはこのような形で市民活動団体を掲載しておりましたが、3年間の計画中に様々な変更があった場合の追加削除等、また、市への登録義務がないため事業の内容が完全に把握できないということで、第5期計画からはこの部分を削除させていただきたいと思っております。続きまして79 ページをお開きください。(1)の自立支援の強化の部分、四角い部分のところに「高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けるために」ということを加えさせていただいております。

事務局（長谷川地域包括支援センター所長）：地域包括支援センターの長谷川です。次に、80 ページから99 ページまでの地域支援事業のところを説明させていただきます。第4回の部会のごときに、同じ数字が3年間並んでいるということで御指摘をいただきまして、目標数について若干見直しをいたしました。若干と言いますのは、第4回の部会でもお話いたしましたように、二次予防事業の対象者把握の方法が今年度から変わったことによって、介護予防にどのくらい参加するかの予測がつきがたいことと、それから、3年で全地区の対象者の把握をすることとしており、年度によって地区が変わるために新たな対象者へ介護予防事業への参加を促していくこととなります。そこで、目標数も大きくは変わらないと考えております。また、対象者への訪問とか実態把握につきましては、在宅介護支援センターに委託しているところでありまして、在宅介護支援センターの稼働量からいっても大幅な目標数の増加は難しく、既に在宅介護支援センターには高い目標を提示して活動していただいているというものです。次に、介護支援専門員を対象とした意見交換会や、ケアプラン作成指導研修会等も居宅介護支援事業所の管理者ということで限定して開催しているものがありまして、年度によって参加人数は変わらないというふうにして同じ数字にしておりました。以上です。

事務局（嶋森副参事）：続きまして129 ページをお開きください。こちらのほうも内容としては特に変更はないんですが、表の老人クラブの主な活動の部分で、以前は社会参加の部分と奉仕活動の部分に分かれて掲載されておりましたが、活動の態様がまたがったり仕分けしにくい部分があるということになりまして、一緒に「社会参加・奉仕活動」というくくりにさせていただきました。131 ページをお開きください。(3)の生涯学習対策についてですが、各種教養講座の高齢者教室の部分についてですが、表の真ん中になります。市内22か所から24か所に増えました。それから、市民大学講座の内容のほうが若干変わり、広く市民全体を対象に生涯学習の一環としてということで書いております。また、「(5)防災・防犯対策の推進」でございますが、災害時の登録をはじめ変更しております。次に、132 ページをお開きください。(6)の公共交通機関についてでございますが、ア)の中で、以前は「防風付き上屋の設置」でありましたが、この部分を「上屋やベンチの設置」というふうに変更させていただいております。また、イ)のほうを追加させていただいて、バス停留所を活用するような分かりやすい情報提供を図るということを追加させていただいております。以上でございます。

議長（坂本部長）：ただいま、それぞれの課のほうから説明していただきました。皆様のほうから御質問をお受けしたいと思っております。分枝委員。

分枝委員：計画案の1 ページの下、「計画の性格・位置づけ」の(1)のところ、「一方で、高齢化が本格化する」というところに地域包括ケアの構築を見据えた対策ということでありますが、この地域包括ケアという概念について、地域包括というのは一言で言えばインクルージョンだ

と思うんですね。インクルーシブな社会のことだと私は思うんですが、八戸市としての地域包括ケアは一言で言ってどういうことなんでしょうか。

議長（坂本部会長）：榊原主幹。

事務局（榊原主幹）：第2回の部会におきまして、国の基本指針案の御説明をさせていただいたところでございますが、その国の考え方と同様に市も考えております。地域包括ケアとは、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していく考え方というふうになってございます。以上でございます。

分枝委員：そこは分かりますが、78ページの下の方に「誰もが安心と生きがいを持って」という文言があるんですが、私は障がい者団体のほうの代表として、「誰もが」ということは障がいを持った高齢者も含むという概念であってほしいというふうに思います。10月12日付けで障がい者団体4団体から市長に対して、高齢の障がい者の対策についてということで要望書も出されておりますので、そのことも含めて以前から私はこの部会の場で申し上げているんですが、高齢者そこには障がいを持った高齢者も含んだ施策を明確にしていきたいという要望を持っておりますので、その辺を今回のこの計画の中にどこかに盛り込んでいただけないかなあというふうに私は希望いたします。以上です。

議長（坂本部会長）：要望ですね。

分枝委員：要望です。

議長（坂本部会長）：ほかに御質問、御意見ございませんか。澁田委員。

澁田委員：データなんですけど、9ページの「人口構造と推移」の中で、総人口が23年度増えているものですから先ほど確認をしたんですが、使ってるデータが違うところがありますよということだったんですが、比較するためには同じデータが使われたほうがいいのではないかと思います。74ページのデータでは、22年度の総人口が241712人というふうになっておりますので、そちらのデータのほうが流れからいくとだんだん減っていったというふうに自然なデータなのではないのかなあと思うんですが、いかがなものなんでしょうか。

議長（坂本部会長）：吉田主事。

事務局（吉田主事）：9ページにつきましては、国勢調査が実施された年度の数字を基に、総人口を含めて高齢者の人口等を掲載しておりましたが、確かに74ページのほうでは以前部会でお示ししましたが、八戸市の人口統計のほうから出している数字を基に掲載しております。かたचित的には22年度で減少してまた23年度に増えるというのは、ちょっと状況的にも説明が難しいので、住民基本台帳から推計した八戸市の統計を基に、9ページのほうについても22年度について統一した形で掲載の修正を行いたいと思います。

議長（坂本部会長）：ほかに御質問、御意見ございませんか。ないようですので、分枝委員からの要望も含めておおよそ了承を得たものとして取り扱ってよろしいでしょうか。

委員：〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（坂本部会長）：御異議ありませんので、了承いただいたものとして取り扱います。次に、議事の(3)の介護予防支援業務委託事業者の承認について、事務局から説明をお願いします。木村主事。

事務局（木村主事）：高齢福祉課の木村です。よろしくお願ひいたします。「(3)介護予防支援業務

委託事業者の承認について」という表紙がついた2枚ものの資料を御覧ください。今回承認をお願いしますのは、新規としてニチイケアセンター下長と、事後承認ということでおはなケアマネジメント、軽米町健康ふれあいセンター指定居宅介護支援事業所、この3事業所です。それぞれの事業所の給付管理者数、職員に関する事項については御覧のとおりとなっております。ニチイケアセンター下長は、この1月に県の指定を受け新たに立ち上げられた事業所です。おはなケアマネジメントと軽米町健康ふれあいセンター指定居宅介護支援事業所は、八戸に住所を有する利用者がそれぞれ名古屋市と軽米町でのサービス利用を御希望されたため、現地の居宅介護支援事業所にプラン作成をお願いしているものです。今回のこの3事業所を含めると委託事業者数は66か所、委託可能見込数は1028件となります。説明は以上です。

議長（坂本部長）：ただいま、事務局から説明いただきましたが、御質問ございますか。ないようですので、了承してよろしいでしょうか。

委員：〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（坂本部長）：御異議ありませんので、了承することにいたします。以上で、本日の議事は全て終了いたしました。事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日山課長）：御審議ありがとうございました。議事の(2)第5期八戸市高齢者福祉計画案については、今月下旬頃から来月中旬頃までの間、パブリックコメントを実施し、その結果を次回の部会で御報告する予定でございます。それでは、次回の第7回介護・高齢福祉部会の日程についてお知らせいたします。日時は2月15日水曜日午後1時30分から、場所は八戸市公民館2階会議室を予定しております。後日文書で御案内差し上げますのでよろしくお願いいたします。

事務局（榎原主幹）：それでは、これをもちまして第6回介護・高齢福祉部会を閉会いたします。